

## レンタルスペース使用規則【パリシャキ研究所】

本使用規則の各事項をお守りいただけない場合には、使用中であってもご使用をお断りする場合がございます。

### ■使用申込と手続き

#### (1)使用申込手続き

- ① 本使用規則確認の上、「使用申込書」とイベント内容を記載した「企画書」をご提出ください。  
企画書には使用申込書に記載している団体名、代表者名、連絡先と使用目的、人数、詳細、スケジュール、持込備品の記載をお願いいたします。
- ② 申込手続きは、使用開始日の6ヶ月前から使用日の2ヵ月まで承ります。それ以降のお申込みはお問い合わせください。
- ③ 「使用承認書」を返信させていただいた時点で予約契約成立となります。  
万が一ご予約が重なってしまった場合には先着順となります。
- ④ 予約契約成立時点よりキャンセル料の対象となりますので、ご注意ください。

#### (2)予約金のお支払い

- ① 予約金は基本料金の100%です。請求書発行から2週間以内に当該請求書記載の指定銀行口座にお振込みください。
- ② 上記①の所定の期日までに予約金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、使用申込書を無効といたします。予めご了承ください。
- ③ 時間外延長料金、付帯料金等の諸費用は、催事終了後、実績に応じた金額を請求いたします。請求書受領後、当該請求書記載の期日までにお支払いください。
- ④ 振込手数料につきましては、お申込者の負担とさせていただきます。

#### (3)使用前の打合せ

- ① イベントの内容によってはご使用をお断りする場合もあります。ご使用の30日前までに、施設管理者とスケジュール、プログラム、会場設営・撤去、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。
- ② 外部業者をご利用の場合は、あらかじめ施設管理者と打合せの上、ご使用期間中は、その立会指示のもとに作業を行ってください。

### ■使用料金及び使用時間

- ・ 当施設のご使用に伴い発生する料金は次の通りです。

#### 基本料金（消費税込み）

	午前区分 9:00～12:00	午後区分 13:00～16:00	全日 9:00～16:00
平日	5,500円	5,500円	11,000円
土・日・休日	5,500円	5,500円	11,000円

- (注) 1. 使用時間には、準備、片付け等の一切の時間を含まず。
2. 事前の申請により許可を得た時間を超過した為に他の使用申込者のイベントに支障をきたした場合は、その損害を賠償いたします。
  3. 利用時間の超過は原則承っておりません。万が一時間を超過した場合の利用料金の額は、超過利用料金

1時間(1時間未満は、1時間とします。)ごとに2,200円(消費税込み)とします。

付帯料金(単位:円)

備品名	使用料(消費税込み)
テーブル:6台、座席:36席、モニター:3台	無料
水道	550円
電気(空調、室内の蛍光灯などを除く)	550円
モニター3台	550円

#### ■使用申込の変更および解約

使用申込書のご提出後、使用者側の都合により使用を取り消される場合(会場変更、日時変更を含む)は、キャンセル申請書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

また、下記の通りキャンセル料を頂戴いたします。

- ・ 使用日の31日前までのキャンセル:使用申込日数分の基本料金(消費税等込)の50%相当額
- ・ 使用日の30日前以降のキャンセル:使用申込日数分の基本料金(消費税等込)の全額相当額

※ キャンセル時期に関わらず、使用の取り消しの時点で発生している発注物等については、別途キャンセル料等が発生する場合があります。

#### ■使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご使用契約を取り消し、または中止させていただくこともありますのでご了承ください。

その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。

また、この場合、ご入金済みの予約金については返金いたしませんし、予定される付帯料金等については請求させていただきます。ご了承ください。

- ・ 使用申込書の記載事項(使用者、使用目的、使用内容等)が実際とは異なるとき。
- ・ 指定日までに予約金のお支払いが無いとき。
- ・ 当施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ・ 本使用規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ・ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ・ イベントの内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業およびこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ・ イベントの内容が、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等に関するものであるとき。
- ・ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ・ イベントの開催により、当施設使用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ・ 政治、宗教活動等に関係するとき。
- ・ 公の秩序、善良の風俗を害する、法律に違反するおそれがあるとき。その他、施設管理者が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ・ 他の使用者もしくは当施設を含めOH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～の関係者、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。

- ・ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ・ その他管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されると施設管理者が判断したとき。

#### ■反社会的勢力の排除

- ・ 使用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ・ 使用者および役員（取締役、執行役又はこれらに準じる方を言います。）、従業員、関係者等が暴力団等の構成員又はその関係者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、本使用を取り消すことができるものとします。
- ・ 施設管理者が、前項の規定により、本使用を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。また、使用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

#### ■免責および損害賠償

##### （不可抗力による使用停止）

- ・ 天災、火災、その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

##### （緊急の事由による使用停止）

- ・ 状況に応じて施設の一部または全部の使用を中止させていただく場合があります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

##### （その他の事由による使用停止）

- ・ 当施設の都合によりあるいは次のような場合には、当施設使用の停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。
  - ・ 常識を超えた備品をお持込又は、使用された場合
  - ・ 風紀上又は安全管理上、不相当と認めた場合。
  - ・ 使用者及び来館者が、伝染病・感染症に罹患していると明らかに認められる場合。

##### （その他の免責）

- ・ 事前の荷物の受取りに伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・ 展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・ 当施設の機材、設備等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者また

は施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・ 当施設内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定して原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。
- ・ 他の使用申込者もしくはまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 上記のほか、使用者が本使用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

■注意事項・その他

(管理責任)

- ・ イベント責任者を届出の上、催事期間中、責任者は会場に必ず常駐してください。
- ・ 諸道具類の搬出入および設営撤去作業は、壁面、床等に養生を行い、ご使用者の責任において実施してください。
- ・ 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理、控室等での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

(禁止事項)

次の事項は禁止といたします。

- ・ 危険物の持込。
- ・ 裸火の使用。
- ・ 所定の場所以外での喫煙。
- ・ 当施設内建物全体、付帯施設への原状回復困難な行為。
- ・ 施工、搬出入の際、所定の場所以外への物品等の放置。
- ・ 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるものの販売。
- ・ 公序良俗に反する低俗な行為及びわいせつ物や違法な商品の販売。
- ・ 刑法、著作権法、各自治体が定める条例その他の法令に反する又は反するおそれのある行為及び法令で販売が禁止されている商品の販売。
- ・ 施設管理者の承諾なく、床・壁・天井・付属設備・備品等へ釘類の打ち付け、改築、改造、模様替え、粘着テープ類の貼り付け、鋸止め、その他現状を変更する行為。
- ・ その他法律で禁じられている行為。

(原状回復)

- ・ 当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・ 当施設を含めOH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、ご使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・ 残置物が無きよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には、別途請求いたします。

(その他注意事項)

- ・ 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは衛生上、お断りさせて頂く場合がございます。事前に施設管

理者までお問い合わせください。

- ・ 当施設内での火気の使用については、施設管理者までお問合せください。
- ・ 持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・ 持込み器具等は、ご使用者の管理のもとに、催事終了後は速やかに撤去してください。
- ・ ご使用後の付帯設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・ ご使用後は、ご使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。施設管理者で処理を承る場合は有料となります。また、飲食を伴うイベントの場合は、必ず来場者向けのごみ箱を設置してください。当施設を含めOH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～内及び周辺施設のごみ箱に投棄する行為は堅く禁止しております。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- ・ 当施設を含めOH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～の都合上、駐車場の使用を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- ・ 防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにして下さい。
- ・ 避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口の扉などは施工物等で隠さないようにして下さい。
- ・ 搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。
- ・ イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。
- ・ 非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・ 当施設の保安全管理、防災・防犯および安全上の理由から、施設管理者が会場内に立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- ・ イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。
- ・ その他ご使用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。
- ・ 施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出ルートをご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・ 他の使用者もしくは当施設を含めOH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～の関係者、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。これによる当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(定型約款に関する規定)

- ・ 本使用規則は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場合に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により本使用規則を変更することがあります。
  - ・ 本使用規則の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
  - ・ 本使用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ・ 前項により、当施設の所有者及び施設管理者が本使用規則を変更する場合、本使用規則を変更する旨および変更後の本使用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに掲示し、または使用者に電子メールで通知します。
- ・ 変更後の本使用規則の効力発生日以降に、使用者が当施設を使用したときは、本使用規則の変更に同意したものとみなします。

制定 2021年11月26日

株式会社OH